

日薬業発第51号
令和元年5月10日

都道府県薬剤師会
学校薬剤師担当役員 殿

日本薬剤師会
担当副会長 乾 英 夫

幼保連携型認定こども園向けのリーフレットについて

平素より本会学校薬剤師部会活動にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府は、教育水準の均等化とサービスの効率化を目指し、幼稚園と保育園(所)の一元化政策を推進しています。「認定こども園法」の改正により、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。認定こども園は、学校薬剤師の職務や必置について学校保健安全法を準用することとされていますが、特に「幼保連携型認定こども園」における学校薬剤師の配置等に関する理解に、全国的に差が生じているのが現状です。園関係者の要請により、学校薬剤師の職務に関する知識を持たない薬剤師が受任することにより、設置義務を果たしているかのように装う事例も各地域で散見されております。依頼した園側、引き受けた薬剤師双方に、園児の環境管理に責任が生じることへの理解がないことの現れであり、こうした状態は大変危惧すべき事態です。

そこで、本会では定期的に内閣府の認定こども園担当部署を訪問し、園関係者への学校薬剤師の配置義務等について改めて周知いただくよう、継続して要望活動を行っております。この要望活動において内閣府より、園の担当者や保護者向けに、学校薬剤師が必置であることやその職務内容に関し一般の人でも理解できる資料の作成についての提案を受け、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。内閣府においては、今年度の認定こども園対象の説明会などで配付いただくことになっております。

つきましては、会務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、下記のとおり本会ホームページでリーフレットのデータの公開を予定しておりますので、貴会より学校薬剤師会員にご案内いただき、各都道府県での教育委員会への要望活動や、こども園の許認可申請の受付窓口への説明資料として、また園関係者への説明等にご活用いただきたい旨の周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、新入会員や若手薬剤師等が学校薬剤師の職務を理解しないまま受任することを防止するため、その注意喚起にも併せてご活用いただければ幸甚に存じます。

記

下記にて、リーフレットのデータ公開を予定しております(5月中)。本会から紙での配付は予定していませんが、データを利用され、印刷会社等で印刷しご活用いただくことは差支えございません。

日薬ホームページトップページ → 日本薬剤師会の活動 → 学校薬剤師活動 → 幼保連携型認定こども園向け資料

以上



幼保
連携型

認定こども園には 学校薬剤師が必置です

幼保連携型 認定こども園では、乳幼児や教職員の健康や安全を守るために、「学校薬剤師」の設置が義務づけられています。(認定こども園法第27条、(学校保健安全法の準用))

学校薬剤師は、衛生管理の専門知識を持ち、保健管理に従事します。具体的な職務は文部科学省令で定められ、環境衛生の検査や維持・改善に必要な指導・助言、健康相談や保健指導、薬品等の管理についての指導・助言などを行います。(学校保健安全法第23条、同法施行規則第24条)

学校薬剤師は、学校環境衛生基準*に基づいて、清潔、換気、飲料水、プール、照明、騒音等について定期検査や臨時検査を行います。また、食事の提供にあたって調理や配膳における衛生管理に協力します。その検査結果から、安全を確認したり、環境を維持または改善するための指導や助言を行います。

アトピーなどのアレルギー疾患の発症や、 ぜん息発作などの呼吸器疾患の予防

ダニ・ダニアレルゲン検査を行い、寝具や畳、カーペット、ぬいぐるみなど、ダニが発生しやすい物について、清掃の方法などの指導を行います。粉じんや空気の流れ、温度や湿度を検査して、細かいほこりやカビなどの発生予防について指導・助言します。



インフルエンザや ノロウイルスなどの感染症の予防



二酸化炭素や温度・湿度などの空気環境についての検査を行います。調理器具や食器の清潔さや食材管理等を検査して、食の安全を守ります。また、トイレやおむつ交換台、おむつ入れ、ドアノブや水道の蛇口の適切な消毒について助言し、嘔吐物の処理や正しい手洗い方法などについて指導します。



化学物質による体調不良の予防

ホルムアルデヒドなどの化学物質は、室内の家具や建材、塗料などから発生し、シックハウス症候群の原因となることがあります。揮発性有機物の検査をして、室内の状況を把握し、安全の確認または改善方法・対策について指導・助言します。



快適な教育環境の維持



快適に教育や保育を受けられるように、室内の明るさや照明を検査します。また、外部からの騒音は、学習能率の低下や乳幼児の心理状況にも影響をもたらすため、騒音レベルを測定します。基準に合わない場合は、改善や対応策について指導・助言します。

水遊びやプールでの感染症の予防

水を介して感染する病気に、プール熱(咽頭結膜熱)やはやり目(急性結膜熱)などがあります。残留塩素濃度などを確認し、消毒や水の衛生管理、感染予防について指導・助言します。



※学校環境衛生基準

子どもたちや職員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。施設では、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなくてはなりません。(学校保健安全法第6条)

Q&A

Q1. 学校薬剤師は、必ず置かなくてはならないのですか？

YES



A1. 幼保連携型認定こども園は、学校薬剤師を施設に1名必ず置いて、学校保健安全法に定めのある学校環境衛生検査を実施しなければいけません。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第27条に、幼保連携型こども園は学校保健安全法の第3～10、13～21、23及び26～31条までの規定を準用することが定められています。
学校保健安全法第23条には、大学以外の学校には学校薬剤師を置くことが規定されています。

Q2. 学校薬剤師の勤務は常勤ですか？

NO



A2. 学校薬剤師は、学校医や学校歯科医と同様に、**非常勤の職員**です。

Q3. 薬剤師なら誰でも学校薬剤師の仕事ができますか？

NO



A3. 学校薬剤師の仕事は、通常の医療に携わる薬剤師の職務とは異なり、**衛生管理の専門的知識や経験が必要**です。薬剤師であれば誰でもその職責を果たせるわけではありません。
委嘱または任命の際には、地域の薬剤師会や学校薬剤師会にご相談ください。

Q4. 学校環境衛生基準とは何ですか？

A4. 子どもたちや職員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。幼保連携型認定こども園の設置者は、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなければいけません。
また、園では、「学校保健計画」に環境衛生活動の年間スケジュールを計画して、学校環境衛生検査を実施します。

学校保健安全法第6条に、文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として学校環境衛生基準を定めることが規定されています。
同法第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

Q5. 検査に掛かる費用は、誰が負担しますか？

A5. 検査機器の整備や検査に必要な費用は、原則として設置者の負担となります。
学校薬剤師報酬には含まれません。



学校環境衛生活動

日常点検

点検項目

換気
温度・明るさとまぶしさ
騒音
飲料水の水質
雑用水の水質
飲料水等の施設・設備
学校の清潔
ネズミ、衛生害虫等
プール水等
附属施設・設備等

（園職員等で実施）

定期検査

検査項目

教室等の換気
●換気及び保温等 ●採光及び照明 ●騒音
飲料水等の水質及び施設・設備
●水質 ●施設・設備
学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等
及び教室等の備品の管理
●学校の清潔 ●ネズミ、衛生害虫等
●教室等の備品の管理
水泳プール
●水質 ●施設・設備の衛生状態

（学校薬剤師が従事）

臨時検査

必要があるとき必要な検査項目

幼保連携型 認定こども園には 学校薬剤師が必置です

幼保連携型 認定こども園では、乳幼児や教職員の健康や安全を守るために、「学校薬剤師」の設置が義務づけられています。(認定こども園法第27条、(学校保健安全法の準用))

学校薬剤師は、衛生管理の専門知識を持ち、保健管理に従事します。具体的な職務は文部科学省令で定められ、環境衛生の検査や維持・改善に必要な指導・助言、健康相談や保健指導、薬品等の管理についての指導・助言などを行います。(学校保健安全法第23条、同法施行規則第24条)

学校薬剤師は、学校環境衛生基準*に基づいて、清潔・換気、飲料水、プール、照明、騒音等について定期検査や臨時検査を行います。また、食事の提供にあたって調理や配膳における衛生管理に協力します。その検査結果から、安全を確認したり、環境を維持または改善するための指導や助言を行います。

アトピーなどのアレルギー疾患の発症や、 ぜん息発作などの呼吸器疾患の予防

ダニ・ダニアレルゲン検査を行い、寝具や畳、カーペット、ぬいぐるみなど、ダニが発生しやすい物について、清掃の方法などの指導を行います。粉じんや空気の流れ、温度や湿度を検査して、細かいほこりやカビなどの発生予防について指導・助言します。



インフルエンザや ノロウイルスなどの感染症の予防



二酸化炭素や温度・湿度などの空気環境についての検査を行います。調理器具や食器の清潔さや食材管理等を検査して、食の安全を守ります。また、トイレやおむつ交換台、おむつ入れ、ドアノブや水道の蛇口の適切な消毒について助言し、嘔吐物の処理や正しい手洗い方法などについて指導します。



化学物質による体調不良の予防

ホルムアルデヒドなどの化学物質は、室内の家具や建材、塗料などから発生し、シックハウス症候群の原因となることがあります。揮発性有機物の検査をして、室内の状況を把握し、安全の確認または改善方法・対策について指導・助言します。



快適な教育環境の維持



快適に教育や保育を受けられるように、室内の明るさや照明を検査します。また、外部からの騒音は、学習能率の低下や乳幼児の心理状況にも影響をもたらすため、騒音レベルを測定します。

基準に合わない場合は、改善や対応策について指導・助言します。

水遊びやプールでの感染症の予防

水を介して感染する病気に、プール熱(咽頭結膜熱)やはやり目(急性結膜熱)などがあります。

残留塩素濃度などを確認し、消毒や水の衛生管理、感染予防について指導・助言します。



※学校環境衛生基準

子どもたちや職員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。

施設では、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなくてはなりません。(学校保健安全法第6条)

2019年4月

Q1. 学校薬剤師は、必ず置かなくてはならないのですか？

YES



A1. 幼保連携型認定こども園は、**学校薬剤師を施設に1名必ず置いて、学校保健安全法に定めのある学校環境衛生検査を実施しなければいけません。**

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第27条に、幼保連携型こども園は学校保健安全法の第3～10、13～21、23及び26～31条までの規定を準用することが定められています。
学校保健安全法第23条には、大学以外の学校には学校薬剤師を置くことが規定されています。

Q2. 学校薬剤師の勤務は常勤ですか？

NO



A2. 学校薬剤師は、学校医や学校歯科医と同様に、**非常勤の職員**です。

Q3. 薬剤師なら誰でも学校薬剤師の仕事ができますか？

NO



A3. 学校薬剤師の仕事は、通常の医療に携わる薬剤師の職務とは異なり、**衛生管理の専門的知識や経験が必要**です。薬剤師であれば誰でもその職責を果たせるわけではありません。
委嘱または任命の際には、地域の薬剤師会や学校薬剤師会にご相談ください。

Q4. 学校環境衛生基準とは何ですか？

A4. 子どもたちや職員の健康を守るために、法律に基づいて文部科学大臣が定めた環境の基準です。幼保連携型認定こども園の設置者は、この基準に照らして適切な環境の維持に努めなければいけません。
また、園では、「学校保健計画」に環境衛生活動の年間スケジュールを計画して、学校環境衛生検査を実施します。

学校保健安全法第6条に、文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として学校環境衛生基準を定めることが規定されています。
同法第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

Q5. 検査に掛かる費用は、誰が負担しますか？

A5. 検査機器の整備や検査に必要な費用は、原則として設置者の負担となります。
学校薬剤師報酬には含まれません。



学校環境衛生活動

日常点検

点検項目

換気
温度・明るさとまぶしさ
騒音
飲料水の水質
雑用水の水質
飲料水等の施設・設備
学校の清潔
ネズミ、衛生害虫等
プール水等
附属施設・設備等

(園職員等で実施)

定期検査

検査項目

教室等の換気
●換気及び保温等 ●採光及び照明 ●騒音
飲料水等の水質及び施設・設備
●水質 ●施設・設備
学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等
及び教室等の備品の管理
●学校の清潔 ●ネズミ、衛生害虫等
●教室等の備品の管理
水泳プール
●水質 ●施設・設備の衛生状態

(学校薬剤師が従事)

臨時検査

必要があるとき必要な検査項目